

## ご退職後の給付までのながれ

加入者が実施事業所を退職すると、実施事業所から基金へ資格喪失届が提出されます。

基金で加入者の喪失の登録が完了すると、資格を喪失した退職者宛てに加入者期間に応じた給付の請求書をお送りいたします。

加入者期間が  
1ヶ月以上20年未満

- ・脱退一時金
- ・他の制度に移換
- ・脱退一時金の支給繰下げ

加入者期間が20年以上  
年齢60歳未満

- ・脱退一時金
- ・他の制度に移換
- ・年金・一時金の支給繰下げ

加入者期間が20年以上  
年齢60歳以上

- ・年金
- ・選択一時金
- ・年金・選択一時金の支給繰下げ

上記の給付を選択して、請求書を基金に提出  
選択一時金・脱退一時金は請求書到着後、1ヶ月以内に支給。

## 事務担当の皆様へ

### 当基金に提出いただく届出書類について

各事業所の事務担当の皆様には、社員の方々に関する事項(入社・退職・氏名変更等)に異動または変更等があった場合、事業所並びに事業主に関する事項に変更等があった場合には、当基金あてに下記の届出書を提出いただくことになります。

#### 当基金に提出いただく主な届出書と提出期限

お届けいただくとき	届出書	提出期限	備考
新たに社員を採用したとき	加入者資格取得届	入社日の属する月の末日まで	資格取得年月日は入社日の属する月の翌月1日になります
加入者が退職したとき又は加入者が満70歳に到達したとき	加入者資格喪失届	5日以内	資格喪失年月日は退職日の翌日又は満70歳の誕生日の前日となります
加入者の氏名に変更又は誤りがあったとき	加入者の氏名変更(訂正)届	速やかに	該当加入者の加入者証を添付してください
加入者の標準給与に変更があった時	標準給与等月額変更届	速やかに	
事業主の氏名および住所に変更があったとき 事業所の名称および所在地が変更されたとき 事業主が交代したとき	事業主関係変更届	速やかに	

## 告知版 (～令和8年3月)

### ●事業所の削除

事業所名	年月日
高瀬塗料株式会社	令和8年3月31日